

建築設備工事における設計図書の変更について

令和6年4月から都市整備部(住宅建築局除く)発注の建築機械設備工事、建築電気設備工事の入札時に配布する設計図書が変更となります。

1 変更の対象となる工事

令和6年4月1日以降に入札公告を行う都市整備部(住宅建築局除く)発注の建築機械設備工事、建築電気設備工事

2 変更内容

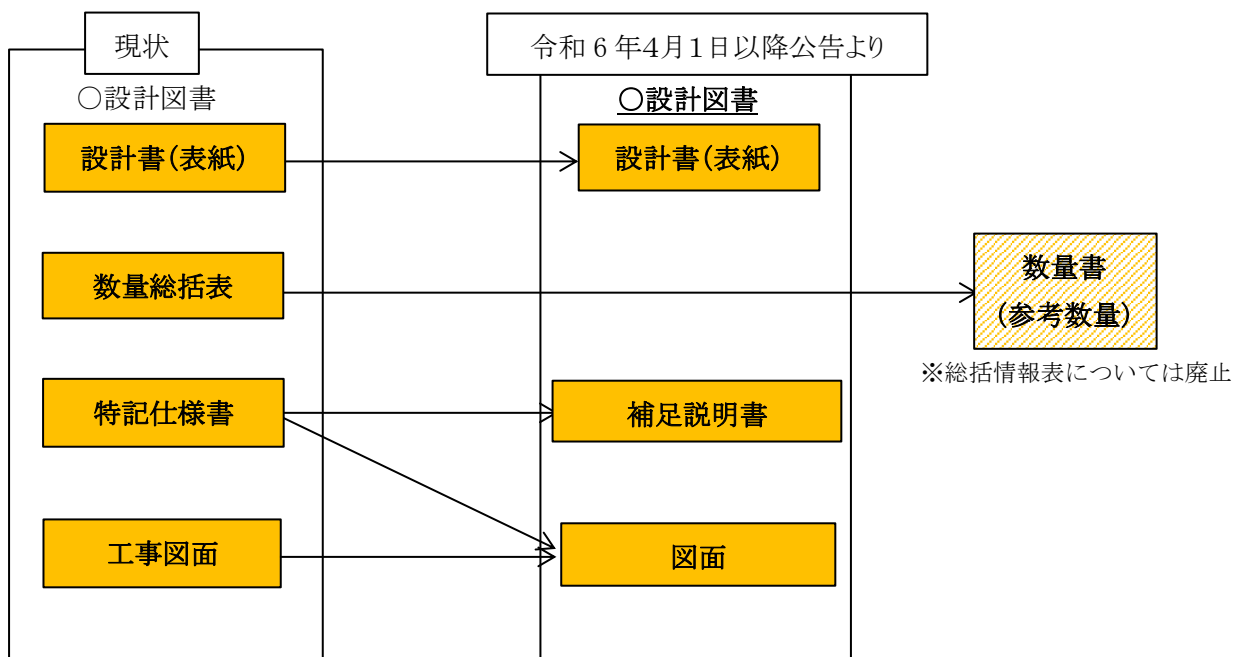
建設工事請負契約書第1条に規定する設計図書

旧) 「設計書(表紙)」、「数量総括表(総括情報表、本工事費(積算書))」、「特記仕様書」、「工事図面」

新) 「設計書(表紙)」、「補足説明書」、「図面」

※従来、設計図書としていた数量総括表の「本工事費(積算書)」は、「数量書」として配布いたしますが、設計図書の対象外とします。従いまして、「数量書」に記載した数量は参考数量となるため、契約上の拘束を受けるものではありません。

3 構成



【設計図書】

記載内容は「契約事項」となります。

名 称	記 載 内 容
設計書(表紙)	・契約番号・工事名・工事場所・工期・工事種別・大要等
補足説明書	・案件毎に要求される技術的基準や設計条件、施工条件等
図 面	・特記仕様書(機器仕様書含む) ・箇所図、工事目的物の能力・形状を示すフローシートや系統図、平面図等 (ただし、「参考図」と明示した内容については、契約上拘束しない。)

※ 補足説明書等において、ホームページ上に掲載している図書を設計図書として規定している場合、それらも設計図書に含まれます。

【参考数量】

数量書に記載した数量は参考数量となるため、契約上の拘束を受けるものではありません。

名 称	記 載 内 容
数量書	・「公共建築設備数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に基づいて積算した数量

(問い合わせ先)

大阪府 都市整備部

事業調整室 設備指導G

電話:06-6941-0351(内線 2900)